平成２８年（フ）第４８９号
福岡県大野城市紫台11番６号　メグミハイツ102号
破産者　波多江龍登
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５８８号
福岡市南区桧原５丁目17番27―303号
破産者　井浦　隆弘
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５５号
福岡市東区唐原５丁目９番52号
破産者　松園　朋也
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３４号
福岡市南区長住２丁目１番５号
破産者　岡本　千惠
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５号
青森県弘前市大字富士見町23番地７、旧住所青森県弘前市大字俵元２丁目13番地１　ガーデンコート101号
破産者　小川　弘子
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７９号
青森県八戸市東白山台２丁目24番20号　ウィンドヒルＢ202号、前住所青森県八戸市東白山台２丁目17番18号
破産者　高村　礼子
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
横浜市南区弘明寺町字前田167番地２　クリオ弘明寺壱番館307号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市富久山町久保田字石堂49番地の９
破産者　米倉　　徹
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４４８号
横浜市都筑区すみれが丘24番地１　シャルムすみれ412
破産者　何治濱こと　何　　治浜
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２号
石川県かほく市高松ノ63番地29、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町今浜北97番地２
破産者　堀　　礼子（旧姓福井）
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５９号
石川県かほく市高松子153番地
破産者　櫻井喜一郎
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６０号
金沢市芳斉１丁目２番８号　長田ハイツ301号、従前の住所山形市七日町４丁目13番50号
破産者　清野　香菜
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６号
長野県松本市村井町南１丁目32番15号
破産者　伊藤　公一
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２９６号
熊本県宇城市松橋町曲野3493番地１　すずらんハイツ207、前住所熊本県宇城市松橋町両仲間668番地９
破産者　本田　清春
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４６号
福岡県大川市大字道海島659―３　いこいの里道海、開始決定時の住所福岡県大川市大字三丸1559番地７、1564番地４
破産者　本吉　和彦
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１９３２号
北海道江別市野幌寿町20番地の１
破産者　杉山　忠和
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７６号
静岡県浜松市北区三方原町540番地の１
破産者　野嶌　秀介
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１７９６号
愛知県日進市香久山４丁目201番地２　13棟403
破産者　小松　弘和
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２０６号
大阪府堺市南区宮山台４丁３番27―107号、開始決定時大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番23―301号
破産者　髙橋製作所こと　髙橋　宏昌
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部